

新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

(2021年9月 第1回訂正分)

株式会社プロジェクトカンパニー

ブックビルディング方式による募集の条件及びブックビルディング方式による売出しの条件等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を2021年9月8日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

○ 新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

2021年8月24日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集342,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し894,800株(引受人の買取引受による売出し733,500株・オーバーアロットメントによる売出し161,300株)の売出しの条件並びにその他この募集及び売出しに関し必要な事項を、2021年9月7日開催の取締役会において決議したため、これらに関連する事項等を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には_____罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

<欄外注記の訂正>

(注) 2. 発行数については、2021年8月24日開催の取締役会において決議された公募による新株式発行に係る募集株式数340,000株及び公募による自己株式の処分に係る募集株式数2,000株の合計であります。したがって、本有価証券届出書の対象とした募集(以下「本募集」という。)のうち、自己株式の処分に係る募集は、金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。

2 【募集の方法】

2021年9月16日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で本募集を行います。引受価額は2021年9月7日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額(2,184.50円)以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。(略)

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「新株式発行」の「発行価額の総額(円)」の欄：

「765,850,000」を「742,730,000」に訂正。

「ブックビルディング方式」の「自己株式の処分」の「発行価額の総額(円)」の欄：

「4,505,000」を「4,369,000」に訂正。

「ブックビルディング方式」の「新株式発行」の「資本組入額の総額(円)」の欄：

「414,460,000」を「408,204,000」に訂正。

「計(総発行株式)」の「発行価額の総額(円)」の欄：「770,355,000」を「747,099,000」に訂正。

「計(総発行株式)」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「414,460,000」を「408,204,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。

5. 仮条件(2,570円～2,650円)の平均価格(2,610円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は892,620,000円となります。

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額(円)」の欄：「未定(注)2」を「2,184.50」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は、2,570円以上2,650円以下の範囲とし、発行価格は、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2021年9月16日に引受価額と同時に決定する予定であります。

当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、当社と事業内容等の一部が類似する上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討して決定いたしました。

需要の申込みの受け付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額(2,184.50円)及び2021年9月16日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

8. 引受価額が会社法上の払込金額(2,184.50円)を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

4 【株式の引受け】

<欄外注記の訂正>

(注) 上記引受人と発行価格決定日(2021年9月16日)に元引受契約を締結する予定であります。

(注) 1. の全文及び2. の番号削除

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額(円)」の欄：「833,796,000」を「821,210,400」に訂正。

「差引手取概算額(円)」の欄：「819,796,000」を「807,210,400」に訂正。

<欄外注記の訂正>

- (注) 1. 払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、本募集における新株式発行及び自己株式の処分に係るそれぞれの合計額であります。
2. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新株式発行及び自己株式の処分に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件(2,570円～2,650円)の平均価格(2,610円)を基礎として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額807,210千円に「1 新規発行株式」の(注)4.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限387,313千円を合わせた手取概算額1,194,523千円については、以下に充当する予定であります。

① 人材の採用・育成費

当社が業容拡大して高い成長率を持続していくためには、顧客をリードしてプロジェクトを牽引することのできる優秀な人材を確保し、適切に育成していくことが不可欠です。一方、当社の属するデジタルトランスフォーメーション(DX)業界においては、デジタル人材に対するニーズの高まりにより人材獲得競争が激化しております。

については、当社が積極的かつ柔軟な採用戦略で優秀な人材を獲得するための採用費、及び獲得した人材の育成期間の人件費等として、手取金のうち595,000千円(2021年12月期：41,000千円、2022年12月期：216,000千円、2023年12月期：338,000千円)を充当する予定であります。また、顧客をリードすることができる優秀なマネジメント人材育成の効率化のための研修パッケージ作成等に、60,000千円(2022年12月期：30,000千円、2023年12月期：30,000千円)の充当を計画しております。

② 新規事業の検討・開発

当社は、既存の強みである一気通貫でのDX支援サービスを一層強化していく方針です。具体的には、現状では一部を外部に委託しているデータ分析・SEO領域等を新規事業として内製化することで、中長期的な更なる収益機会の捕捉を目指しております。

については、新規事業の検討・開発に関わる費用として、210,000千円(2021年12月期：10,000千円、2022年12月期：80,000千円、2023年12月期：120,000千円)を充当する予定であります。

③ オフィスの増床

業容拡大による従業員数の増加に対応して、本社オフィス拡張の必要性が生じることを見込んで、敷金等として180,000千円(2023年12月期：180,000千円)を充当する予定であります。

④ 借入金の返済

財務体質の一層の強化のため、金融機関からの借入金の約定返済として、30,000千円(2021年12月期：5,000千円、2022年12月期：13,000千円、2023年12月期：12,000千円)、期限の到来による社債償還に103,000千円(2021年12月期：5,000千円、2022年12月期：49,000千円、2023年12月期：49,000千円)を充当する予定であります。

残額については、将来における当社の成長に寄与するための支出、投資に充当する方針ではありますが、当該内容等について現時点で具体化している事項はなく、今後具体的な資金需要が発生し支払時期が決定するまでは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「1,943,775,000」を「1,914,435,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「1,943,775,000」を「1,914,435,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 4. 売出価額の総額は、仮条件(2,570円～2,650円)の平均価格(2,610円)で算出した見込額であります。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「427,445,000」を「420,993,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「427,445,000」を「420,993,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 5. 売出価額の総額は、仮条件(2,570円～2,650円)の平均価格(2,610円)で算出した見込額であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

3. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である土井悠之介及び伊藤翔太(以下総称して「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2021年8月24日及び2021年9月7日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式161,300株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

| | |
|--------------------|---|
| 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式161,300株 |
| 募集株式の払込金額 | <u>1株につき2,184.50円</u> |
| 割当価格 | 未定(「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。) |
| 払込期日 | 2021年10月27日(水) |
| 増加資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| 払込取扱場所 | 東京都港区新橋二丁目1番3号 株式会社みずほ銀行 新橋支店 |

主幹事会社は、貸株人から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当て又は下記のシンジケートカバー取引もしくはその双方により取得した株式により返還します。

また、主幹事会社は、上場(売買開始)日から2021年10月22日までの間、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とし、貸株人から借受けている株式の返還に充当するために、シンジケートカバー取引を行う場合があります。

なお、主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買い付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。